

裏面白紙

總理府第一九四號

案起

昭和三年七月十四日

決定

昭和三年七月八日

施行

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣府事務官

審議室長

別紙特別調達庁長官報告

韓国ノ事件ニ伴フ連合軍關係使用人ノ取扱

イニ關スル労働組合ノ申入及び要求ニツイテ

右供覽

特調乙發第476號(CLL)
昭和25年7月7日

大 臣 殿

特別調達廳長官

件ニ伴ウ連合國軍關係使用人ノ取
スル労働組合ノ申入及ビ要求ニツイテ
リ全國進駐軍労働組合同盟（總同
日本駐在ノ連合國軍部隊ノ移動ニ
ノ勞務對策、韓國事件ニ直接原因
ル特別ノ災害保障措置、特殊勤務
ニ關スル申入ガアリ、更ニLR船

員ニ關シテハ、別紙23ノ通り前記労働組合同盟會長
全國日本海員組合長（LR船員ノ大多數ガ加盟シテ
イル）ヨリ死傷病者ニ對スル特別ノ補償措置、危險
手當、災害手當等給與措置等ニ關スル要求ガアツタ
ノデ、御報告申上ゲルト共ニ當該要求事項ニツキ格
別ノ御配慮煩ワシタク御願イスル。

追ツテコノコトニツイテハ、内閣官房及ビ大藏、運

特調乙發第476號(CLL)
昭和25年7月7日

内閣總理大臣殿

特別調査廳長官

韓國ノ事件ニ伴フ聯合國軍關係使用人ノ取扱イニ關スル労働組合ノ申入及ビ要求ニツイテ

今般別紙ノノ通り全國進駐軍労働組合同盟(總同盟系)會長ヨリ、日本駐在ノ聯合國軍部隊ノ移動ニ伴フ當部隊使用人ノ勞務對策、韓國事件ニ直接原因スル死傷者ニ對スル特別ノ災害保障措置、特殊勤務對スル給與措置等ニ關スル申入ガアリ、更ニLR船員ニ關シテハ、別紙23ノ通り前記^{労働}組合同盟會長全國日本海員組合長(LR船員ノ大多數ガ加盟シテイル)ヨリ死傷病者ニ對スル特別ノ補償措置、危險手當、災害手當等給與措置等ニ關スル要求ガアツタノデ、御報告申上ゲルト共ニ當該要求事項ニツキ格別ノ御配慮煩ワシタク御願イスル。

追ツテコノコトニツイテハ、内閣官房及ビ大藏、運

輸 労働各省ニ連絡、協議中デアリ、又當應ト
シテ解決可能ナ事項ニツイテハ G H Q 及ビ米第
8 軍當局ト折衝中ニツキ、成案ヲ得次第速カニ
御報告スル。

ナチ、御参考マデニ別表「連合國軍關係直備勞
務者數速報」別紙々ノ朝鮮向ケ日本船舶ノ出港ニ
關スルノ 1950 年 7 月 1 日附 S C A P I N 第 2 /
ノ 2 號及別紙 5 ノソレニ基ツク日本船主協會ト全
日本海員組合トノ間ノ協定書ヲ添附スル。

以 上

本信宛先 { 内閣總理大臣
内閣官房長官

別紙：1. 1950.7.3 付全國進駐軍労働組
合同盟會長發特別調達廳長官宛申
入書

2. 昭 2.5.7.3 付全國進駐軍労働組合
同盟會長發特別調達廳長官宛「要求
書」

3. 昭 2.5.6.30 付全日本海員組合長發
特別調達廳長官宛「要求書」

(111) 總務省 労働省 陸軍省 海軍省
日 本 郵 政 省

總務省 労働省 陸軍省 海軍省

官 署 郵 政 省

軍人用船舶關係軍國合衆や料ニ付事ハ國轉
モトツニ求メヨル人申ハ合衆國後ハ關ニト好

同縣) 盟同合衆國後軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

因風船直ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

ニ付事ハ國轉、軍國合衆や料ニ付事ハ國轉

別表：聯合國軍關係直備勞務者數速報

書求要 宸官長顯靈騰肥神

国立公文書館
National Archives of Japan

申 入 書

今次の朝鮮の動亂に關して最近の新聞によるワシントンの報導は日本駐在の地上部隊を朝鮮に派遣したと發表した。

もとより日本國民は戦争を放棄して平和を希望している故に動亂に介入するものではないが、我々進駐軍労働者は占領軍に對する労働提供の特殊的勤務に服しているため直接間接的に重大影響を蒙るものであるこの様な情勢下にあつても我々進駐軍労働者はその職務に忠實に従事するものであるが、予想される事態に關し次の事項について特別調査應は速かに措置を講ぜられたい。

左 記

一、日本駐在の連合國軍部隊が移動し交代部隊が来る迄の間進駐軍労働者の取扱ひについては探知することなく相當期間休業の措置をとること。

二、前項の場合休業を命ぜられたものに對してはその者の平均給與の十割を支給すること。

三、朝鮮の動亂に直接原因する進駐軍労働者の死傷病者に對しては現在適用されている規定の保障の外特別に災害保償を講ずること。

四、諸規定の完全實施はもとより特殊の作業に従事するものに對して特別手當を支給すること。

五、作業量の増大等によつて労働強化を來すおそれのある場合は定員の増加を要請してLR退却者を優先的に採用すること。

一九五〇年七月三日

全進駐軍労働組合同盟
會長 山 田 節 男

特別調査部長官
根 道 廣 吉 郎

要 求 書

北朝鮮人民共和國が大韓國に對する宣戰布告は遂に國連安保理事會をして武力に依る制裁を決議し米國軍隊の三十八度線を越えての攻撃は新たな戦争への動きの擴大を感じさせる。

かかる状態下二日附新聞は總司令部渉外局特別發表として米軍輸送船に日本人船員を使用するかもしれないと報導した。

右報導は進駐軍勞務にたずさはるLR船員を米國軍用船を以つて朝鮮水域に派遣されるであらう事は明白に予想されるのである。

政府はこれら危険區域を航行する船舶の乗組員についてはその勤務の特殊性を充分考慮し特別の措置を速かに講ずる事を左記に依つて要求する。

記

一、特別な任務を帯び勤務する船舶乗組員に對しては特別勤務手當一本額月額、特別手當、家族手當及び勤務手當の一〇〇%一を支給すること。

二、特別任務を帯び勤務する場合の死傷病者に對しては特別の補償をなすこと。

追而右同答は七月十日までに文書を以つてなされたい。

昭和二十五年七月三日

全國進駐軍勞働組合同盟

會長 山 田 節 男

特別副達廳長官

根 道 廣 吉 殿

昭和十五年六月三十日

全日本海員組合

組合長 陰山 壽

特別調達所長官

根道 廣 告 殿

西 女 求 書

去る有ニ吾朝鮮に於テ武力抗争が發生シ、その後戦争は益々熾烈化の傾向あり更に台湾方面に於テも事態嚴重の度を加へたる。われわれは國際的諸問題が武力によつて解決せられようとするが如き事態が發生を戦争手段の一切を放棄した國民として、また世界平和を切實に希望する立場から極めて遺憾とするものあり、事態が速かに終結を念願する。しかるに現実的の困難として、わが國を圍んでゐる地理的諸條件及び船員の取務の特殊性から、船員が自己の意思によつてさけることの出来ない條件のもとに、危険な海域に航行し又は在泊を余儀なくされる状態に置かれしことは必至である。

るや、本組合は、かかる船員に対する保障措置として、次の事項が速かに実施されることを要する。

記

一 危険防止

船が危険区域に航行又は在泊する場合に船泊、人命及び積荷の安全を計る可なり、可能な最大限の保護を加ふる措置を講ずること。

二 危険手当

一 船が危険区域に在る期間中、その乗組員に対し一日付本俸及特別手当の合計額の七〇%相当額を危険手当として支給すること。

二 船が交戦区域に在る期間中、その乗組員に対し一日付本俸及特別手当の合計額の十五%相当額を危険手当として支給すること。

三 被襲手当

船舶がその所在区域の他船にからず攻撃又は被襲より船体又は乗組員に被害を蒙る場合又は極度の危険に晒される場合は乗組員全員に対し一日付一人七、〇〇〇

を被撃手当として支給すること。

四、被災手当

船舶が攻撃又は誤撃を受けた事によって船員が死に又は負傷して障害を残した場合
令は船員法に規定する災害補償を基準として計算した額の二倍相当額を被災手当
として一時金で其の遺族又は本人に支給すること。但し傷病手当金については船員法に規定
する額の七割相当額を加算として支給すること。

五、前各項実施に要する細目については至急船員中央労務協議会を開き協議の上
決定したい。

以上

142

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 680.2 (1 Jul 50)CTS
SCAPIN 2112

1 July 1950

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Clearance of Japanese Ships to Korea

1. The clearance of Japanese ships for the movement of coal and other essential commodities from Japan to designated Korean ports will continue as required and as designated by SCAJAP.

2. SCAJAP will issue instructions and make arrangements to provide cover for each individual clearance. Separate accounting will be maintained to cover any additional costs over and above normal costs of operation and any risks over and above normal operating risks, and such costs will be assumed by the United States Government.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

(signed)
K. B. BUSH,
Brigadier General, USA,
Adjutant General.

裏面白紙

協 定 書 第三號

南北朝鮮の交戦状態下において、占領軍の指示により日本船を使用し韓国との間の輸送を行う場合、当該船舶乗組員に對する當面の措置として次の通り協定する。

記

- 一、船主は、關係方面と最善の連絡方法を講じ、人命、船舶の安全を圖るために必要な措置につき、最大の勢力を拂う。
- 二、船員が平常の状態において許容されている範圍内の乗下船の自由はこれを尊重する。
- 三、賃金割増について左の通り定める。

(1) 金 額

暫定特別手當として、一ヶ月につき、支拂賃金總額(時間外手當、勞務手當等臨時に支拂われるものを除く)の十割相當額を加算支給する。

(2) 乗組員

乗組員においては、内地と韓國間を航海する船舶の乗組員とする。

(3) 支給計算方法

開門港より長崎港に至る間の日本内地港灣を韓國にかけ出港し、九州本島の領海三哩

を離れた日から、最初の内地港灣領海三哩に歸着した日までの日數に應じ、日割計算とする。

四、本協定附屬條件

- (1) この協定は、當面の條件として、
① 發見物等の危險物資を貨物として積載しない。
② 仕向地及び航行區域は米軍の援護下にある安全とみなされるところを擇ぶ。
③ 戦斗地域への直接補給任務に船舶を供しない、との前提のもとに、取敢えずの措置として締結されたものであるから、この條件が變更されるような事態に立至つた場合は、船員に對する措置をあらためて協議決定するものとする。
- (2) 暫定特別手當の額は、戦時航海手當、危險地域手當等の區別を設けなくて、取敢えず當面必要の必要により、これらの手當に相當するものとして暫定的に定められたものであるから、今後必要に應じ諸般の情勢に適合する細目取決めを行うものとし、更に徴収手當、被災手當等についても早急に決定すべく協議を進めるものとする。
- (3) 將來新たな協定が成立し、その協定に基き漸次實施等を行う如き場合において、暫定特別手當を超える手當率が定められたときは差額を追加分給するものとするが、暫定

特別手當より低率となつたときでも既支給分の拂戻しは行わない。

五、實 施 期 日

昭和二十五年七月二日より實施する。

右 協 定 す る。

昭和二十五年七月三日

日 本 船 主 協 會

會 長 山 縣 勝 見

全 日 本 海 員 組 合

組 合 長 陰 山 壽



秘

連合軍関係直僱勞務者數速報

昭和25年6月1日現在調

系統別 縣名	事務系統		技能工系統		宿舍要員系統		船員系統		水先人系統		合計	
	常備	日傭	常備	日傭	常備	日傭	常備	日傭	常備	日傭	常備	日傭
北海道	915		3452	25	685						5052	25
青森	2214	60	1792		728		9				4743	60
岩手	53		74		91						218	
宮城	3161		4081		1042						8284	
秋田	61		101	10	20						182	10
山形	938		612		255						1805	
福島	43		70		40						153	
茨城	31		36		30						97	
栃木	27		65		39						131	
群馬	718		1181		281						2180	
埼玉	2224		5047	81	1367						8588	81
千葉	446		788	152	130		5				1369	152
東京	23293		35375	104	9577		4				6842	104
神奈川	15084		29883	66	5165		1333		7		51172	66
新潟	163		242		53						458	
富山	26		18		8						52	
石川	67		82		19						168	
福井	18		32	2	14						64	2
山梨	63		102	9	23						188	9
長野	66		123		28						217	
岐阜	720	1	450		252						1422	1
静岡	98		132	11	33						263	11
愛知	2711	6	1178	16	868		19				4796	22
三重	50		52		48						150	
滋賀	481		789	63	118						1388	63
京都	2028		3525		635						6188	
大阪	2847		3062	8	708		7				6624	8
兵庫	2619		4577	51	926						8122	51
奈良	439		677		227						1343	
和歌山	74		34		9						117	
島根	332		311	26	80						723	26
岡山	26		14		16						56	
広島	68		36		24						128	
山口	3432		5955		981		322				10690	
徳島	1153	80	518	22	155		15				1843	102
香川	29		13		3						45	
愛媛	140		118		30						288	
高知	27		14		5						46	
福岡	23		16		8						47	
佐賀	4035		6194	225	2151		10				12390	225
長崎	29		22		71						122	
熊本	1057	15	1305	11	297	10	177				2836	36
大分	527		936		151						1614	
宮崎	753		778		269						1800	
鹿児島	23		20		16						59	
沖縄	25		37		39						101	
合計	73407	162	113919	882	27707	10	1901	0	7	0	216943	1054

前月分との比較

5月分	73505	81	114904	1134	27604	0	1922	0	7	0	217942	1215
6月分	73407	162	113919	882	27707	10	1901	0	7	0	216943	1054
増減	△ 98	81	△ 985	△ 252	105	10	△ 21	0	0	0	△ 999	△ 161

無印は増、
△印は減を示す。

連合国軍関係直僱使用人解雇、退取状況等調査

自 昭和24年4月
至 昭和25年3月

月別及び系統別 グラフ







